

岩手県告示第122号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局北上川ダム統合管理事務所長から次のとおり通知があった。

平成29年2月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 四十四田ダム周辺
- 2 公共測量を実施する期間 平成28年9月30日から平成29年2月28日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（航空レーザー測量）